



京都府警察
シンボルマスコット
ポリスマろん

平成26年6月
第71号

「府警あんぜん広場」は府警の情報をお知らせするページです。日々の生活にお役立てください。

「今」あなたのスマホが危ない!

便利なスマートフォン。利用者が増える一方で、不正なアプリなどスマートフォンを狙ったウイルスにより個人情報や盗まれるといった事件が起きています。スマートフォンを安全に利用するために、次の3つの対策を取りましょう。

セキュリティ対策は、万全?



その1 OS(基本ソフト)を更新

古いOSを使っていると、ウイルスに感染しやすくなります。通知が来たら更新してください。

その2 ウィルス対策ソフトの利用を確認

ウィルス対策ソフトは必ず利用しましょう。(iPhoneにはウィルス対策ソフトはありません)

その3 アプリケーションの入手に注意

個人情報を抜き取るアプリがあります。

ネット安心アドバイザー活動中

「サイバー犯罪被害防止講演活動を始めました」

スマートフォンの普及により、多くの子どもたちがインターネットを使うようになり、ネットでの個人情報の書き込みやSNSサービスを介したトラブルが増えています。

京都府警察では今年度から、子どもたちのネット問題に詳しい「ネット安心アドバイザー」を、府内の全高等学校や府下13ブロックのPTA協議会に派遣し、青少年の情報モラル教育などの講演を行っています。

「サイバー犯罪対策課 ネットセキュリティ・サポートセンター」

TEL 075・451・9111(代)

講演は無料です
お気軽にご相談ください

京都府警察本部広報応接課

TEL 075・451・9111(代)

TEL 075・414・2882

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入

京都府警察ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>

モバイル京都府警察

<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/mobile/index.html>



その薬物、持ってるだけでも重罪です!!

「合法」という表現にだまされないで!!

こんな誘い文句に要注意

- ◆合法・脱法・合成ハーブ
- ◆「お香」・「アロマ」
- ◆「植物活力剤」
- ◆「バスソルト」
- ◆「ナチュラルドラッグ」



店舗やインターネット上において、「合法ハーブ」などと称して販売されている物には、法律で規制されている麻薬や指定薬物などの成分が含まれているものがあります。これらは人の体をボロボロにする大変危険な薬物です。

「合法ハーブ」などという表現にだまされず、誘われてもきっぱりと断り、すぐに警察に通報してください。

本年4月1日から指定薬物の所持、使用、購入などが新たに禁止されました。違反した場合、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、またはどちらも科されます。

盗撮アカン!

規制対象拡大

「京都府迷惑行為防止条例の一部改正」

改正ポイント

- 1 学校や職場など公衆の目に触れるような場所を規制対象に追加
- 2 公衆浴場などにおける他人の裸などの姿態に対する盗撮行為の禁止
- 3 罰則の強化



◆自分の周囲に不審な動きをする人がいないか、時々周囲を見渡ししましょう。
◆盗撮に気が付いたときはすぐに周りに知らせ、110番通報してください。

「生活安全対策課 指導・対策係」
TEL 075・451・9111(代)